

# 令和7年度消防庁関係の地方財政措置について

## 消防・救急課

令和6年12月27日に取りまとめられた令和7年度地方財政対策のうち、消防庁関係の地方財政措置の概要について、同日付で次のとおり各都道府県及び政令市の消防・防災担当課並びに各消防本部の財政担当課宛てに送付しました。

事務連絡  
令和6年12月27日

各都道府県消防・防災担当課  
各指定都市消防・防災担当課  
各消防本部財政担当課 } 御中

消防庁消防・救急課

### 令和7年度消防庁関係の地方財政措置について

今般、令和7年度の地方財政対策が取りまとめられたところです。  
そのうち、消防庁関係の地方財政措置の概要について、別添のとおりお知らせします。

各都道府県消防・防災担当課においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村消防・防災担当課に対して、周知をお願いします。

なお、令和7年度の地方財政対策については、総務省自治財政局より「令和7年度地方財政対策のポイント及び概要」が本日付で公表されていますので、併せて参照してください。

#### 連絡先

消防庁 消防・救急課  
赤坂課長補佐、小幡係長  
TEL: 03-5253-7522



# 令和7年度地方財政措置（消防庁関係）

令和6年12月27日  
総務省消防庁

## **1 特別交付税**

- (1) 感震ブレーカーの普及啓発
- (2) 津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画策定
- (3) 消防職員及び消防団員のドローン操縦資格の取得を通じた災害対応能力強化
- (4) 消防団拠点施設の耐震強化

## **2 普通交付税**

- (1) 消防防災ヘリの夜間運航体制の構築
- (2) 女性消防吏員の更なる活躍の推進

## **3 緊急防災・減災事業債**

- (1) 無人走行放水ロボットの整備
- (2) 災害応急対策を継続するための移動式燃料給油機の整備
- (3) 応援職員のための宿泊機能を有する車両の整備
- (4) セントラルキッチンとして活用される施設の耐震化等
- (5) 新型Jアラート受信機の整備

## **4 その他(デジタル活用推進事業債(仮称))**

- (1) 標準仕様に基づくSaaS型消防業務システムの導入

# 1 特別交付税

## 感震ブレーカーの普及啓発

### 背景・課題

- 「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」(R6.7)において、感震ブレーカーの普及推進が必要であると提言された  
(感震ブレーカーの全国設置率: 5. 2%(令和4年9月時点 内閣府世論調査))
- 「防災基本計画」(R6.6)及び「国土強靱化計画」(R6.7)においても、新たに国・地方公共団体の役割として、感震ブレーカーの普及推進に努めることが位置づけられたところ

### 今後の取組

- 地方公共団体は、防災基本計画の改定も踏まえ、地域防災計画の見直しが必要
- 消防庁では、地方公共団体の取組を推進するため、令和6年度中に感震ブレーカーの普及推進に係るモデル計画を策定し、通知予定
- 地方公共団体は、モデル計画を踏まえ、感震ブレーカーの普及に向けた具体的な計画を策定し、普及推進に取り組むことが必要

### 財政措置

- 地方公共団体が行う感震ブレーカーの普及啓発に要する経費について、特別交付税措置(措置率0. 7)

電気に起因する出火の可能性がある主な部位

二次配線  
一次配線  
酒肴席に  
より別脱し  
出火  
水槽が転倒、  
コンセントに水が  
かかると出火  
水槽が転倒し、  
ヒーターが可燃物  
に着火  
転倒・落下した可燃  
物が、ヒーターに接  
触し着火  
白熱灯が転倒・  
落下し可燃物に  
着火  
配線の排電管により出火  
コードの断  
路等により  
出火

感震ブレーカーを  
設置することで、  
赤枠内(二次配線  
を除く分電盤以  
降)の火災は防止  
できる

※「令和6年度第1回 住居用火災警報器・感震ブレーカー  
設置・維持管理対策会議(資料3)」(令和6年10月)より

出典: (一財)日本消防設備安全センターHP

コンセントに設置し、強い揺  
れを感知して分電盤の主ブ  
レーカーを落とし電気を遮断

出典: (一財)日本消防設備安全センターHP

ブレーカーに設置し、強い揺  
れを感知して分電盤の主ブ  
レーカーを落とし電気を遮断

## 津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画策定

### 背景・課題

- 令和6年能登半島地震に伴う輪島市での大規模火災では、警報等の発表に伴う津波警戒時には、津波浸水想定を勘案し安全を確保した上で消防活動を行う必要があることから、各消防本部において**事前に計画を策定しておくことの重要性**が改めて認識された
- 「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」(R6.7)においても、津波警報下における安全・的確な消防活動を行っていくためには、**津波警報下における消防活動計画を策定することが必要と提言された**ところ
- 計画の策定に当たっては、気象台や有識者など専門家の意見を踏まえ、**津波の地域特性や過去の災害事例を考慮**することが必要

### 今後の取組

- 消防庁では、消防本部において策定すべき**消防活動計画**について、**計画策定促進のため計画例を示した**ところ(R6.12.16通知)
- また、計画策定の支援として、未策定の小規模消防本部等に対し、**津波時の消防活動計画策定推進アドバイザーの派遣**を通じ、計画策定を促進する予定
- 津波浸水想定区域を管轄する消防本部は、消防庁が示している計画例等を参考に、地域の実情に応じ、**津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画の策定に令和7年から早期に取り組む**ことが必要

### 財政措置

- 専門家等を招聘し開催する検討会に要する経費や、津波の高さ、津波警報の種類に応じた活動可能区域の設定のための津波災害シミュレーションに要する経費など、地方公共団体が行う**津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画策定に要する経費**について、**特別交付税措置(措置率0.5)**

※期間: 令和7年度～令和9年度



【計画策定に向けた検討会開催】



【活動可能区域設定のイメージ】

2

## 消防職員及び消防団員のドローン操縦資格の取得を通じた災害対応能力強化

### 背景・課題

- 令和6年能登半島地震では、道路の隆起や亀裂等による通行障害が発生したことに加え、夜間にかけて災害が発生したため、**有人での対応が困難な条件下**における、**ドローン飛行による情報把握の必要性**が再認識された
- 「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」(R6.7)においても、**ドローンを活用した迅速な災害情報等の把握**による初動対応能力の向上が必要と提言されたところ
- 災害現場でのドローンの活用にあたっては、**高度な操縦技能を有する職員・団員の育成**が必要であり、そのツールとして**国家資格の取得が有効**

### 今後の取組

- 消防庁では、ドローン操縦における高度な技能を持つ消防職員のアドバイザーを育成するとともに、消防本部等に対するアドバイザー派遣を通じ、ドローン運用方策についての助言やドローン導入の普及啓発を行っている
- 消防団については、ドローンの導入支援や全国の消防学校における操縦者講習の実施のほか、ドローンの操縦技術の習得等の取組に対して支援するモデル事業等を実施し、ドローンの更なる活用促進に向けて取り組んでいる
- 地方公共団体においては、これらの消防庁の取組を活用するほか、**消防職員・消防団員のドローン操縦資格(国家資格)の取得を促進し、災害対応能力の強化を図る**ことが必要

### 財政措置

- 地方公共団体の**消防職員・消防団員のドローン操縦資格(国家資格)**※取得に要する経費について、**特別交付税措置(措置率0.5)**

※消防職員は、「一等無人航空機操縦士(夜間・目視外の限定変更)」に限る

### 資格取得講習のイメージ



スクエア飛行や8の字飛行等の高度な操縦



視認性が悪い夜間における操縦

※○はドローン

【イメージ】



3

## 消防団拠点施設の耐震強化

### 背景・課題

- 令和6年能登半島地震においては、消防団拠点施設が倒壊・損壊し、消防団車両や資機材等が持ち出せず、一部で迅速な初動対応が困難な例も確認された
- 「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」(R6.7)では、今後発生が危惧される大規模災害等において、消防団が迅速に出動する体制を確保するため、消防団拠点施設(詰所)等の消防施設における耐震化等の必要性が提言されたところ

### 今後の取組

- 消防庁においては、消防団拠点施設の耐震化状況を把握するための調査を実施
- 地方公共団体においては、大規模災害等に備え、消防団の出動体制を強化するため、早急に、消防団拠点施設の耐震強化に取り組むことが必要

### 財政措置

- 地方公共団体が行う消防団拠点施設の耐震診断に要する経費について、特別交付税措置(措置率0.7)  
※耐震工事(適債経費)については、「緊急防災・減災事業債」が活用可能



【令和6年能登半島地震により倒壊した消防団拠点施設】



【耐震診断のイメージ】

## 2 普通交付税



## 消防防災ヘリの夜間運航体制の構築

### 背景・課題

- 広範囲での被害が想定される災害の発生時などにおいて、消防防災ヘリによる情報収集は、被害の全容把握や、迅速な消防活動を行う上で、昼夜問わず極めて有効
- 夜間運航のためには、「計器飛行証明資格」(※)の取得が必要
- 一方、夜間運航ができる団体は、消防防災ヘリを運航する55団体中、12団体に留まっており、能登半島や豊後水道における地震等、夜間にかけて発生した災害において、消防防災ヘリの夜間運航体制の課題が確認された

※ ヘリコプターの姿勢、高度、位置及び針路の測定を計器にのみ依存して飛行するための資格であり、夜間運航をする上で必要



### 今後の取組

- 消防庁では、全ての運航団体に対して、操縦士に計器飛行証明資格を取得させること等を通じて夜間運航体制の構築を求める通知を、令和6年度末を目途に発出する予定
- 運航団体は、大規模災害発生時に常に迅速に出動できるよう、操縦士に計器飛行証明を取得させる等、夜間運航体制の構築に取り組むことが必要

### 財政措置

- 計器飛行証明資格の取得に要する経費について、普通交付税措置

5

## 女性消防吏員の更なる活躍の推進

### 背景・課題

- 女性消防吏員の在籍する消防本部は全消防本部の8割強まで増加しており、消防隊や救急隊等の部隊運用に携わる女性消防吏員は全女性消防吏員の約半数まで増加。女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組を推進することが重要
- 災害が激甚化・頻発化する中、緊急消防援助隊等の派遣による広域応援の必要性が高まっており、女性消防吏員も被災地で活躍できる環境の整備が必要

### 女性消防吏員がない本部数

288本部 (平成27年度) → 94本部 (令和5年度)

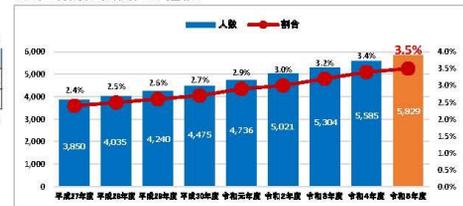
<女性消防吏員の配置状況> [令和6年4月1日]

	消防隊	救急隊	救助隊	指揮隊	その他*	日勤者	全数
人数	1,261人	1,183人	25人	195人	233人	2,060人	5,029人
割合	21.6%	20.5%	0.4%	3.4%	4.9%	49.2%	

\*消防機材指令等に勤務する職員等が該当

45.9% (約半数)

<女性消防吏員割合の推移>



### 今後の取組

- 地方公共団体は、幅広い採用広報活動やライフステージに応じた様々な配慮、消防庁舎における女性専用施設の整備など、女性消防吏員が働きやすい職場環境の整備に取り組むとともに、災害派遣時等において男女ともに活躍できる環境の整備に取り組むことが必要

### 財政措置

- 応援派遣時に男女各々の宿営環境を確保するために必要な資機材の整備に要する経費について、普通交付税措置

### 【対象資機材】



簡易トイレ



更衣・仮眠用テント



区画用パーテーション

6

### 3 緊急防災・減災事業債

#### 無人走行放水ロボットの整備

##### 背景・課題

- 令和6年能登半島地震に伴う輪島市での大規模火災では、限られた消防力で広範囲に延焼する火災に対応するため消防力が劣勢になることや、津波警報等が継続することにより隊員の津波浸水想定区域内での活動が困難となるなどの課題があった
- 「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」(R6.7)においても、消防力の劣勢を補うとともに活動隊員の安全を確保した消防活動を行うため、放水銃を装備した「無人走行放水ロボット」の整備を促進することが必要であると提言されたところ

##### 今後の取組

- 消防庁では、「無人走行放水ロボット及び搬送車」を緊急消防援助隊の「特殊装備小隊」に位置付け、無償使用車両として、消防本部へ整備していく予定
- 津波到達前の浸水想定区域での大規模火災や、木造密集地域、倉庫、トンネルでの火災など、消火活動の困難性・危険性が高い現場において有効な資機材であることから、地域の実情に応じ、無人走行放水ロボットの整備に取り組むことが必要

##### 財政措置

- 緊急消防援助隊の車両・資機材として地方公共団体が整備する無人走行放水ロボット及び搬送車について、「緊急防災・減災事業債」の対象



## 災害応急対策を継続するための移動式燃料給油機の整備

### 背景・課題

- 令和6年能登半島地震においては、地震等の影響によりガソリンスタンドが営業困難な状況となり、災害応急対策を行う車両や非常用発電機に必要となる燃料が不足する等、**燃料確保・供給が課題**

### 今後の取組

- 地方公共団体においては、**災害応急対策を継続して行うことができるよう、災害発生時の燃料確保・供給体制を構築**するための、**移動式燃料給油機の整備に取り組むことが必要**

### 財政措置

- 地方公共団体が行う**移動式燃料給油機の整備**について、「緊急防災・減災事業債」の対象

#### ※移動式燃料給油機

ガソリンスタンドが使用困難な場合等に、地方公共団体が石油商業組合等と協力し、**移動式燃料給油機**を、被害状況に応じた場所へ設置し、**燃料を積んだタンクローリーと直結**することで給油が可能



【移動式燃料給油機】



【災害応急対策を行う車両へ給油】

8

## 応援職員のための宿泊機能を有する車両の整備

### 背景・課題

- 令和6年能登半島地震では、特に発災直後の奥能登地域において、**宿泊施設を確保することが困難**であったため、応援職員は被災した庁舎の床で睡眠をとるなど、**厳しい環境下での活動を余儀なくされた**
- 応援職員をはじめとする災害対応に従事する者が、現場において必要な活動ができるようにするためには、被災地における**宿泊施設の確保**など、災害対応に従事する職員の**健康面での環境整備**が必要

### 今後の取組

- 地方公共団体は、災害時に速やかに**応援職員の宿泊環境を整え**、応援職員を発災直後から継続的に災害対応に従事させることができるよう、民間事業者との協定締結による車両確保という方法に加え、**宿泊機能を有する車両の整備に取り組むことが必要**

### 財政措置

- 地方公共団体が行う**応急対策職員派遣制度に基づき派遣される応援職員のための宿泊機能を有する車両の整備**について、「緊急防災・減災事業債」の対象



【想定される宿泊機能を有する車両の一例】

9

## セントラルキッチンとして活用される施設の耐震化等

### 背景・課題

- 令和6年能登半島地震においては、被災者から、**栄養バランスの取れた適温の食事**がなかなか提供されなかったとの声や、**単調なメニューの改善**を求める声があった
- その一方、公共施設において、**セントラルキッチン方式**で奥能登地域の避難所に配食し、食事支援を行う取り組みが新たに行われたところ

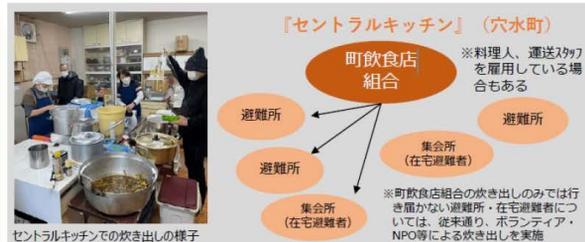
### 今後の取組

- 地方公共団体においては、発災時に、**温かく、栄養価の高い食事**を被災者に提供できるよう、公共・公用施設の調理場を災害時に**セントラルキッチン**として活用するため、これらの施設について、**耐震化や非常用電源の整備など**に取り組むことが必要

### 財政措置

- 地方公共団体が**発災時にセントラルキッチンとして活用される公共・公用施設の耐震化や非常用電源などの整備**について、「緊急防災・減災事業債」の対象

※ 地域防災計画上、「災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設」として位置づけることが必要



(令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ会議資料より抜粋)

## 新型Jアラート受信機の整備

### 背景・課題

- 防災気象情報は、自治体が避難情報の発令を判断したり、住民が自ら避難を判断したりする上で重要な情報
- 気象庁では、危険度に応じた避難の必要性を明確に示すため、防災気象情報の名称や序列の整理、危険度を示す数値の付与等といった防災気象情報体系の見直しを行い、令和8年度までに運用開始予定
- **Jアラート受信機**についても、これまで市町村で一律に発信されていた避難情報を、**地域単位で発信**できるよう、防災気象情報体系の見直しに合わせて**プログラムを改修**する予定

### 今後の取組

- 避難情報を地域単位で発信するためのプログラムに対応した**新型Jアラート受信機**は、**令和7年度より整備可能**となる見通し
- 地方公共団体においては、**令和7年度中に新型受信機を導入し、地域単位での避難情報の発信**や防災気象情報体系の見直しに対応した**情報伝達手段の整備**に取り組むことが必要

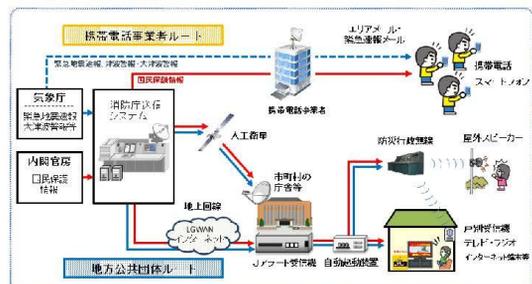
### 財政措置

- 防災気象情報体系の見直しに合わせて、地方公共団体が**行う地域単位での避難情報の発信が可能となる新型Jアラート受信機の整備**について、「緊急防災・減災事業債」の対象

【気象庁「防災気象情報に関する検討会」の情報体系整理(令和6年6月18日最終とりまとめ)】  
危険のレベル感の整理を予定。技術面でも情報の伝達方法の変更が予定されている。

【Jアラートシステム概要】

発表単位	洪水に関する情報 「洪水危険度」	大雨洪水に関する情報 「大雨危険度」※1	土砂災害に関する情報 「土砂災害危険度」	高潮に関する情報 「高潮危険度」
	氾濫による社会影響が最大級の河川(飯沼等幹線川・水位周知河川)の外水氾濫	内水氾濫及び左記以外の河川の外水氾濫	基本的には市町村ごと	沿岸ごと又は市町村ごと※2
5年度	レベル5 氾濫特別警報※3	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報※3
4年度	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
3年度	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
2年度	レベル2 氾濫注意警報	レベル2 大雨注意警報	レベル2 土砂災害注意警報	レベル2 高潮注意警報





## 4 その他(デジタル活用推進事業債(仮称))

### 標準仕様に基づくSaaS型消防業務システムの導入

#### 背景・課題

- 消防業務システムは、インターネットと接続されていないオンプレミス型システムとして整備されるのが一般的となっているため、ICTの進展に応じて柔軟に新機能を追加することが困難。また、個別カスタマイズ等によりシステム構築時の負担が大きいことが課題

#### 今後の取組

- 消防庁では、システムの機能拡充や、コスト・調達に係る業務の負担軽減を実現するため、SaaS型のクラウドシステムの利用等に係る内容を盛り込んだ消防業務システムの標準仕様を策定したところ
- 消防本部では、次期更新時に同仕様に基づいたシステムの導入に取り組むことが必要



#### 財政措置

- 地方公共団体が行う標準仕様に基づいたSaaS型消防業務システムの移行に要する経費※について、「デジタル活用推進事業債(仮称)」の対象
- ※「共同調達」によりシステムの移行を行う場合

